

農林漁業者の皆様へ

農業6次産業化促進支援事業

農林漁業者等が新たに県産農産物の加工及び農産物加工品の流通・販売に取り組み、商品開発及び事業化を図る場合に必要な機械・器具等の整備に対して助成します！



事業実施主体：岐阜県内に在住する農林漁業者等

- ・ 総合化事業計画の認定事業者または認定見込みの者
- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 農林漁業を営む法人

構成員に3戸以上の農林漁業者を含み、かつ当該農林漁業者が議決権の過半を占める等当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること

- ・ 農林漁業者の組織する団体

構成員が3戸以上、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約等の定めがある

採択要件：全て満たすこと

- ・ 農林漁業者等が自ら生産した農産物を利用して商品開発、加工又は販売に取り組む内容
- ・ 商品開発後の具体的な販売計画がある
- ・ 事業実施計画書は、岐阜県農産物販路開拓支援センターに所属する販路開拓支援アドバイザー又は岐阜県地域資源活用・地域連携サポートセンターに所属する地域プランナーの助言を受けて作成
- ・ 目標年度までの間、販路開拓支援アドバイザー又は地域プランナーを活用する計画がある



助成措置

- ・ 総合化事業計画の認定事業者または認定見込みの者 2分の1以内
- ・ その他の者 3分の1以内
- ・ 補助の上限額は、1事業実施主体あたり1,000千円とする。

事業実施と報告



事業完了年度から目標年度まで、毎年度、実施状況報告書を作成、報告

※目標年度での達成度が著しく低い場合は改善計画提出、改善目標年度まで報告

事業の実施

事業の要望は市町村窓口へ

